

定期貯金 1年もの

年 **0.05** %

(税引後0.039%)



年金特別定期貯金

晴ればれ

数年に一度の旅行や
お孫さんの入学祝い
のためにぜひ！！

取扱期間：令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

■お一人さま限度額

1,000 万円まで

■ご利用いただける方

(以下の条件のうちいずれかに該当される方)

- ①当JAで年金を受給されている方※1
- ②当JAで年金の受給を予約されている方※2

※1 指定手続中も含まず

※2 満60歳以上の方で年金おまかせサービスに登録していただき

年金予約申込書を提出いただいた方に限ります

取扱期間

●令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

取扱条件

●個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方

- ①当JAで年金を受給されている方(指定手続中を含む)
- ②当JAで年金の受給を予約されている方(満60歳以上の方で年金おまかせサービスに登録していただき年金予約申込書を提出いただいた方)

預入期間

●1年

対象定期貯金

●スーパー定期貯金、大口定期貯金

預入限度額

●1人 1,000万円

適用金利

●お預入れ日から初回満期日まで
年0.05%(税引後0.039%)の金利を適用いたします。

●初回満期日以降は自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用いたします。

●店頭表示金利は原則として毎週見直ししており、預入日の店頭表示金利が適用となります。店頭表示金利は各支店窓口または当JAのホームページでご確認願います。

●平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に受け取る利息については、復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれます。

●やむを得ず中途解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。

●金利情勢の変化により、金利を変更または取扱いを中止させていただく場合がございます。

●定期貯金は貯金保険の対象です。当JAにお預入れの貯金について、1貯金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

●「スーパー定期貯金」「大口定期貯金」の商品内容については、商品概要説明書に記載しております。

年金特別定期貯金「晴ればれ」

(令和元年10月1日現在適用中)

1. 名称	●年金特別定期貯金「晴ればれ」
2. 取扱期間	●令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火) ※大幅に金利が変動したときは、条件の変更や取り扱いを中止する場合があります。
3. 取扱条件	●個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方 ①当JAで年金を受給されている方(指定手続き中を含む) ②当JAで年金の受給を予約されている方(満60歳以上の方で年金おまかせサービスに登録していただき年金予約申込書を提出していただいた方)
4. お申込み	●当JAの窓口(ATMではお取扱いいたしません。)
5. 対象商品 (1)預入期間 (2)預入限度額 (3)対象定期貯金	●1年 ●1人 1,000万円 ●「スーパー定期貯金」「大口定期貯金」
6. 利 息 (1)適用金利 (2)税 金 (3)金利情報	●お預け入れ日から初回満期日まで年0.05%(税引後0.039%)の金利を適用いたします。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	●なし
8. 中途解約時の取扱い	●満期日前に中途解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用共済部金融課(電話:0184-27-1665)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用共済部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
11. その他参考となる事項	●公的年金受給口座のある支店窓口、年金予約申込書を提出された支店窓口にてお申し込み願います。 ●「スーパー定期貯金」および「大口定期貯金」の商品内容については、商品概要説明書に記載しています。